

東京都多重債務問題対策協議会相談部会

第26回議事録

令和5年7月6日（木）

東京都消費生活総合センター 17階教室 I・II

午前10時00分開会

○小菅部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第26回相談部会を開催いたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、東京都消費生活総合センター所長の小菅でございます。東京都多重債務問題対策協議会部会設置要綱第4に基づき、相談部会長として本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の相談部会は11時30分を終了予定としております。御協力をよろしくお願いいたします。

現在、東京都はペーパーレスに取り組んでおります。本部会もタブレットに資料を入れておりますので、御協力をお願いいたします。

本部会は、協議会設置要綱第9に基づき、公開となります。議事録を、発言者の氏名入りで都のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員の御紹介でございますが、今年度の初回となりますので、恐れ入りますが、宮村委員から橋本委員まで座席の順番に簡単な自己紹介をお願いいたします。

それでは、東京弁護士会、宮村委員、お願いいたします。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村と申します。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 第一東京弁護士会、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小菅部会長 第二東京弁護士会、寺谷委員、お願いいたします。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷でございます。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 東京司法書士会、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会、安藤でございます。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 日本司法支援センター、亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、海老名委員、お願いいたします。

○海老名委員 海老名と申します。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員、お願いいたします。

- 米澤委員 米澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 小菅部会長 足立区産業経済部産業政策課長、吉尾委員、お願いいたします。
- 吉尾委員 吉尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 小菅部会長 八王子市消費生活センター所長、橋本委員、お願いいたします。
- 橋本委員 八王子市消費生活センター所長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小菅部会長 なお、足立区の吉尾委員は、所用により11頃の御退席の予定でございます。また、本日は、瑞穂町の長谷部委員から御欠席の連絡をいただいております。
- 続きまして、オブザーバーの皆様、恐縮ですが、簡単な自己紹介をお願いいたします。
- 日本貸金業協会、菅原センター長、お願いいたします。
- 菅原オブザーバー 日本貸金業協会の菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小菅部会長 財務省関東財務局東京財務事務所、池田課長、お願いいたします。
- 池田オブザーバー 東京財務事務所理財第四課の池田と申します。よろしくお願いいたします。
- 小菅部会長 続きまして、東京都側の委員及びオブザーバーも、八木委員から座席順に自己紹介をお願いいたします。
- 八木委員 福祉局生活福祉部地域福祉課長の八木でございます。よろしくお願いいたします。
- 篠田委員 産業労働局金融部貸金業対策課長の篠田でございます。よろしくお願いいたします。
- 伊与委員 生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長、伊与と申します。よろしくお願いいたします。
- 高村委員 生活文化スポーツ局消費生活総合センター相談課長の高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小澤オブザーバー 保健医療局保健政策部健康推進事業調整担当課長の小澤と申します。自殺対策を担当しております。よろしくお願いいたします。
- 福岡オブザーバー 生活文化スポーツ局消費生活専門課長の福岡と申します。よろしくお願いいたします。
- 小菅部会長 それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から確認させていただき

ます。

○高村委員 本日の配付資料につきまして確認をさせていただきます。

お手元に配付しております次第に記載のとおり、資料1から資料12までございます。タブレットに12タイトルあるか、御確認をお願いいたします。

また、都の関係者につきましては、昨日のうちに資料を送付させていただいております。12タイトルあるかを御確認ください。

資料につきましての不備やタブレット操作について不具合や御不明な点がございましたら、お近くの職員までお声かけをお願いいたします。

以上です。

○小菅部会長 皆様、よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入ってまいりたいと思います。

初めに、次第1、報告事項の(1)東京都消費生活総合センターからの報告について、当センター相談課長の高村のほうから御説明いたします。

○高村委員 それでは、資料1を御覧ください。「多重債務に関する相談状況」としてまとめさせていただいております。資料1につきましては、東京都消費生活総合センター受付分となっておりますので、お願いいたします。

相談の推移でございますけれども、平成22年度をピークに多重債務問題につきまして件数が少しずつ下がってきている状況でございますが、令和3年度に少し上昇いたしまして、それ以降、令和4年度はほぼ横ばいという形で推移をしております。

多重債務の件数につきましては徐々に下がってきておりますが、契約当事者の職業別件数が表-1としてございまして、そちらを御覧いただきますと、相談者の多くが給与生活者であることが分かります。また、昨年と比べますと、自営・自由業がほんの少しですけれども伸びているという状況でございます。

また、当事者の年代別の件数でございますが、全体として高齢者の方の相談が多いことが分かります。50歳代ぐらいがボリュームゾーンとなっております。その後ろの60歳代、70歳代につきましてはほぼ横ばいで推移をしておりますが、全体として多い状況かと存じております。

続きまして、資料2でございます。「東京モデルの実施状況について」となっております。

東京都では、多重債務問題の相談が入ったときに、東京モデルというものを皆さんと連

携してつくらせていただいております、この東京モデルにつないだ件数がこちらの表と
なっております。

令和4年度は89件と、前年に比べましてかなり低い件数となっておりますが、この東
京モデルにつないだ件数は、例年を見ていただければ分かりますとおり、増減が年度によ
って結構違っております、約90件という形で令和4年度は受けさせていただいており
ます。

債務額につきましては、全体の5割ぐらいが300万以下という形になっておりますけ
れども、やはり300万、500万ぐらいまでの数がすごく多くなっていることが分かり
ます。

性別は特に違いはございませんでした。

年代につきましては、20代が少し多くなっているような傾向にございます。また、や
はりボリュームゾーンは50歳代ということになっております。

職業につきましても、多重債務に関する相談状況と同様で、給与生活者が多くなってお
ります。

この東京モデルにつきまして、つなぎ先でございますけれども、弁護士会の相談センタ
ーが多くなっておりますけれども、一番多いのは東京都生活再建相談窓口となっております
して、こちらのほうに約70%がつながっているということになります。

債務整理の報告になりますけれども、こちらは任意整理が一番多くなってございまして、
任意整理と自己破産で半数以上を占めているという形になってございます。

こちらが、令和4年度までの多重債務に関する相談の内容となっております。

続きまして、資料3が、今年の3月に行いました特別相談「多重債務110番」の実施
報告となります。こちらは、3月6日・7日の2日間におきまして、東京都内の23区2
6市1町と委員の皆様方の組織と連携をさせていただきまして、特別相談「多重債務11
0番」を実施いたしました。

2日間で寄せられた多重債務に関する相談は全体で158件となっておりまして、当
センターでは49件、区市町のセンターにおきましては44件、弁護士会、司法書士会、
法テラス等の法律相談窓口におきましては65件という結果になってございます。

次のページに参りまして、入ってきた主な相談といたしますか、ちょっと特徴的な相談を
載せております。

リボ払いでの返済の管理ができずに多重債務にといった相談や、買い物依存、ある程度

依存症的な方の相談も多かったと思っております。また、この方につきましては、コロナの後遺症で働けず返済困難ということがございまして、その他の相談の中にも、コロナの影響で仕事がうまくいかなくなったというような相談が何件か入ってきておりました。それ以外に、家族の方が多重債務で苦しんでいてどうしたらいいか分からないという御家族の方からの相談も入ってきております。

次のページからは、参考までに特別相談で受け付けた相談の概要となっておりまして、最後のページは東京都のセンターで受け付けた49件につきまして、こういった相談が多かったかをまとめたものになっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

先ほど申し上げました東京モデルにつきましては、その次のページにイメージとして、相談が入ったとき、消費生活センターで受け付けたものを専門の窓口に戻して行って連携をしていくという形を取らせていただいているというイメージ図になりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上となります。

○小菅部会長 続きまして、報告事項の(2)各団体・機関からの報告に移らせていただきます。

まず、資料を御提供いただきました委員から御報告をお願いいたします。それぞれ5分程度で御報告いただきたいと思います。

初めに、日本司法支援センター、亀井委員からお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

協議会のほうでも報告しましたがけれども、令和4年度は多重債務がここ10年で一番多かった年です。1万5000件を超えています。令和3年度も同じぐらい、やはり1万5000件を超えているという実情になっております。

その前はずっと1万1000から1万4000ぐらいまでの数でしたので、令和3年度、4年度が多いというのはやはりコロナによる生活苦が増えているのだろうなど思っているところでございます。令和5年度になってからもこの勢いは変わらず、やはり多重債務がかなりの数を占めております。

最近特徴的なことは、今までは市民の方は法テラスの窓口に来るという形が多かったのですがけれども、このところ、事件数の3分の1が一般の法律事務所からの持ち込みというのが多くなっております。その意味では、アクセスポイントが増えてきたのだなということで、これは結構なことだなど思っております。やはり市民が相談窓口はどうやって近づ

けるかというのは、大変重要な課題だと私どもは思っております。

今日、東京ネットワークの相談窓口一覧というのをいただいて、これをあちこちのいろいろな行政の窓口においていただければ、かなり適切な効果が上がるのではないのかなと思った次第です。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

次に、日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 日頃、当協会にお力添えを賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、昨年度の実績を中心に最近の傾向についてお話し申し上げます。

当協会は、多重債務を負っている方の生活再建などの救済、カウンセリングに取り組んでいる団体でございます。したがって、電話相談や、新規あるいは延べのカウンセリングの件数が事業実績の指標となります。昨年度も含めて近年の特徴を申し上げます。

資料5の一番上、「①電話相談」という表がございます。ここの右から2つ目に「7-12計」という欄があります。これは、平成2年度に4月から6月、1月から3月にかけてコロナで業務を中止・縮小しておりますので、その期間を除いた7月から12月までの期間だけで、経年の件数を比較したものでございます。

この欄を御覧いただいておりますように、電話相談は年度を追うごとに減少しております。次の②や③の表でも、新規、延べいずれのカウンセリングの件数にも同様の傾向が見られます。

ただ、この5年ぐらいの期間で見ますと、件数の下げ幅がおおむね小さくなっている傾向がございまして、若干下げ止まり感があると感じられます。こういった傾向は、東京センターについても同様です。

さらに、今年度に入りますと、ここには載っていませんが、電話相談、カウンセリングとも、ほぼ前年同月を上回っています。

当協会における状況は以上のおりですが、いろいろ統計を見ますと、無担保・無保証の借入れが3件とか5件ある方は、平成20年代は減少が続いておりましたけれど、ここ数年は若干増える傾向がございまして。自己破産件数も、最高裁判所の司法統計を見ますと、足元では若干増えている傾向が見られるようです。

この1月からコロナの特例貸付の返済も始まっておりますし、物価も高騰が続いておりますので、今後の動向に注意していきたいと考えております。

2 ページ目は、令和 2 年度に業務を縮小・中止した状況を整理したものです。

3 ページ目、4 ページ目は、1 ページの表を月単位でグラフにしたもの、5 ページも同様に、年度単位でグラフにしたものですので、また御覧いただければと思います。

最後、6 ページを御覧いただければと存じます。これは、私どもの協会を知ったきっかけを示したものです。行政とか消費生活センターといった相談窓口からの御紹介、それからインターネットが主なきっかけで、この 2 つで合わせて大体 8 割を占めておりますが、経年の推移を見ますと、行政などの窓口からの割合が増え続け、3 年度にはインターネットを逆転しています。東京センターではまだインターネットのほうが多いですが、同様に行政の窓口から知ったという方が増えています。

このことから、関係諸機関の連携が緊密になっていると言えるのではないかと思いますので、このような連携がますます重要、有益と考えております。

最後のページは、私どもの協会のパンフレットから抜粋しましたがけれども、一番下にあるとおり、昨年度、私どもの事務所を新宿から日本橋に移転いたしましたので、御承知おきいただければと存じます。

以上でございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター、菅原センター長、お願いいたします。資料は 6 でございます。

○菅原オブザーバー では、御説明します。資料は 6 です。日本貸金業協会の菅原と申します。

それでは、当協会の多重債務問題の取組について御説明をしたいと思います。

1 ページですけれども、絵が描いてございますが、当協会では、貸金業に関する相談・苦情を起点としまして、多重債務問題の再発防止策及び未然防止策を関連団体と連携しながら実施しております。各種の施策の詳細については、再発防止対策の取組から次のページ以降で説明します。

2 ページ、当協会に寄せられた相談・苦情・紛争の受付状況でございます。令和 4 年度に寄せられた相談・苦情等の受付件数は 1 万 7 3 1 2 件でございます。令和 3 年度と比較しまして、一般相談では借入希望とか借入先の相談などの融資関連が 1 8. 6 % 増加した一方、多重債務関連相談ではヤミ金融・違法業者の相談が 3 6. 2 % 減少したということですが、全体としては 5. 8 % 減少となっております。

3 ページ、ヤミ金融・違法業者に関する相談の状況でございます。先ほども申しましたけれども、令和4年度の相談件数は194件と、前年度比で36.2%の減少ということでございます。近年は同様の傾向が続いております。

相談については、相談者に寄り添いながら警察・行政と連携するとともに、被害の未然防止のための各種のツールを作成しまして、出前講座等を通じまして注意喚起を図るということをしております。

4 ページは、金融トラブルに関する相談の状況です。令和4年度は副業詐欺の関連が大幅に増加しており、20代の女性からの相談が多くなっております。ここも、相談者に対しては、状況に応じて適切な相談機関を案内するなどの対応をしているということでございます。

5 ページは、生活再建支援カウンセリングでございます。令和4年度は、協会活動及び貸付自粛の周知活動を強化しました。その結果、令和3年度から大幅に増加しまして、新規68名に継続の相談者を加えた104名、合計で460回のカウンセリングを実施しております。カウンセリングを受けられた多くの相談者からは、カウンセリングによって心の負担軽減につながったというような声をいただいております。

6 ページは、18歳から24歳までの若年層に関する相談の状況です。昨年度は、成年年齢の引下げ等もございまして、若年層に関する相談は619件、相談者の構成は本人から165件で、家族から423件でございます。

括弧書きの数字は10代の相談件数です。相談件数が99件、そのうち60件がお子様の借入れを心配される家族からの貸付自粛に関する相談でございます。

少し飛びまして10ページを御覧ください。ここからは、未然防止対策への取組状況についての説明ですけれども、こちらは令和4年度の金融経済教育・啓発活動の実績でございます。

昨年度は、成年年齢の引下げを踏まえて、若年層の金融リテラシー向上に向けて、これまでの啓発資料の配布に加えまして、新たにユーチューブによる啓発動画の配信を開始しております。また、出前講座については、その前の年の約2倍となります4,969名に受講していただくなど、各種施策を展開してまいりました。

11 ページは、令和5年度の金融経済教育・啓発活動の計画ですけれども、今年度は昨年度の方針を踏襲しつつ、新たに若年層向けにTwitterやTikTokを活用して、若年層に対する教育啓発をより効果的に発信していきたいと考えています。また、行政や

消費者関係団体、協会等とのさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

12ページは、当協会が作成しています各種ツールですので、お時間のある時に御覧いただければと思います。

最後に13ページですけれども、当協会と協会の4社は、これまでも関係機関等と連携しながら金融経済教育セミナーを実施し、金融トラブル事例の紹介などによる啓発活動に取り組んできたわけですけれども、昨今では金融犯罪等に関する手口が巧妙化・複雑化しており、起業・副業・アルバイト詐欺、投資詐欺など、様々なトラブルが特に若者を中心に増加しているというような憂慮すべき状況となっております。このような状況を踏まえ、消費者保護の取組を一層戦略的・効果的に推進するには、業界が結束して対応する必要があるというような考えから、今般、コンソーシアム、共同体を設立することとなりました。今後、我々が培ってきたノウハウやリソースを集約し高度化することで、より広範かつ質の高い金融リテラシー教育の提供を推進していくということで、6月に設立をしております。

マスコミ等でも取り上げていただいて、14ページに新聞記事が出ていますけれども、今後、これまで以上にしっかりと金融経済教育に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

次に、財務省関東財務局東京財務事務所、池田課長、お願いいたします。資料は7になります。

○池田オブザーバー 東京財務事務所理財第四課の池田と申します。

本日、御出席の関係機関の皆様には、日頃より財務局、金融庁の金融行政に格別の御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

当事務所では、多重債務相談員を2名配置しておりまして、本日御出席の関係機関の皆様とは各方面で連携をさせていただいております。その相談員が受けました令和5年度の4月から6月までの状況を資料にまとめましたので、御報告させていただきます。

まず、相談者の年齢構成でございます。20代が約16%、60代が30%ということで約半数を占めております。昨年と比較しましても20代と60代の相談者が増えている傾向でございます。

借金のきっかけですが、昨年度と比較をいたしますと、本人とか家族の病気が約8%増えているといったことと、今年受けている特徴的な話で、鬱病とか発達障害が疑われる方、

この御本人とか家族からの相談が増えております。

若い方の例では、20代の方を対象としていますが、学校を卒業しました後、就労環境に適応できずに、ストレス発散の遊興費で借金をつくってしまったといったケースや、鬱病とかが発症して返済困難になって、遊興費のために借り入れた借金が増えているといったような話も聞いております。

60代の方に関しましては、年金だけでは生活ができずに、生活費の補填を借金で賄っているケースとか、収入が安定しないお子様に対しての資金的な援助といったもので、子供の生活費の負担のために借金をしているといった話も聞いているところでございます。

次にスライド2枚目でございます。

最近の当事務所の取組を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

取組内容の左の写真でございますけれども、私どもは従来から、特に借金でお悩みの方が民生委員さんからの御紹介をきっかけとして当事務所の窓口に来ていただくことが多いものでございますから、最近、この辺りの取組を強化しております、都内の各地域の民生委員さんがお集まりになります定例会のほうに私どもはお邪魔をさせていただきまして、窓口の宣伝をさせていただいております。

また、毎回同じ御説明をさせていただいているのですけれども、私どもは名刺型のリーフレットを作成しております、これを例えば民生委員さんに携行していただいて、何かあった場合には私どものほうに連絡をいただければということをお願いをさせていただいているところでございます。

右のスライドでございますが、先ほど御説明をいたしましたけれども、鬱病とか発達障害の精神疾患を疑われるような御本人からの相談、もしくは家族の相談も最近受けておりまして、これらの課題解決に向けまして、本日御出席の関係機関さんをはじめまして、右の図にございますとおり、各方面の支援機関さんとも連携をさせていただいております。

私どもとしましては、相談者の課題解決に向けまして何かお役に立てるところをまずやっていきたいと思っておりますので、本日御出席の関係機関様と引き続き多方面で連携をさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、東京都福祉局生活福祉部地域福祉課、八木課長、お願いします。資料は8になります。

○八木委員 福祉局生活福祉部、八木でございます。

私からは、多重債務者生活再生事業の相談と貸付状況について説明をさせていただきます。

多重債務者の生活再生事業についてですが、こちらは私たち東京都と社会福祉協議会、中央労働金庫、生活サポート基金の4者協定に基づいて実施している事業となります。相談業務を生活サポート基金が受け付けて、必要に応じて貸付を中央ろうきんが実施するというスキームになっております。

資料の一番上の1の来所相談・貸付状況の推移を御覧ください。新規相談件数と記載してあるのは、来所による新規の相談の件数になります。最近10年間の推移を見ますと、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和2年度は807件と大きく減少しています。

これは、先日の協議会でも説明させていただいたのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対して、国が生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金などの低所得者対策を拡充したことなどが要因として考えられます。

その後、令和3年と令和4年は上昇傾向にありまして、特に令和4年度は1,130件と過去最高の件数となっております。相談の結果、貸付による生活再建が必要と判断された件数も令和4年度は24件と、例年と比べて増加しているところでございます。

この背景には、先ほど御説明しました国の低所得者対策が終了したこと、また、出席の委員からも御指摘があったかと思うのですけれども、物価高による生活苦の影響があるものと考えられます。

資料の中段、2の月別相談件数ですが、上段に令和4年度、下段に参考として令和3年度の件数を掲載しております。月ごとの相談件数の推移については、令和3年度、令和4年度と比べて大きな変化はないのですが、先ほど御紹介しました来所による相談のほか、電話やメールも含めた年間の相談件数が、令和3年度が7,137件、令和4年度が7,419件と、こちらも増加しているところでございます。特に、電話による相談が令和3年度から令和4年度に大きく増加しているところでございます。

また、5月の協議会の際に、来所による相談件数の中で特例貸付けに関連する相談件数がどのくらいあるかという御質問をいただいていたところですが、各月ともに約2割の相談者が特例貸付も利用した上で、それでも生活上の課題が解決せずに多重債務の相談窓口を訪れている状況となっております。

その下の相談者の性別、相談者の職業につきましては、御覧のとおり、昨年度とほぼ変

わらない状況になっておりますが、③の相談者の年代につきましては、これも先ほど他の委員からも報告があったかと思いますが、こちらの相談窓口でも20代、30代の若年者からの相談の割合が増加しているという状況でございます。

右側の相談内容についてですが、こちらは目立って税金、公共料金の項目と家賃の滞納に関する相談が大きく増加していることなどが読み取れるところでございます。

引き続き、来所相談に加えて、来所が難しい方についてはオンライン相談、メールや電話での相談を活用するなど、相談者の状況に合わせた相談対応に努めていきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

次に、東京都保健医療局保健政策部健康推進課、小澤課長、お願いいたします。資料9になります。

○小澤オブザーバー 保健医療局保健政策部の小澤です。

データでお渡ししている資料と机上に配付しているパンフレットは同じでございます。

私どもの部門は自殺対策ということで取り組んでおるのですが、自殺の背景となった問題の中には、やはり多重債務をはじめとする経済問題が多くございまして、こちらにおいでの皆様のように都民の方への支援をいただいていることを本当にありがたく思っております。

このパンフレットは、「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」ということで、自殺の背景にある様々な課題に関する相談窓口の方と連携をさせていただき、毎年、各種相談窓口の相談時間帯や電話番号を新しいものにした状態で作っております。

ネットワークの皆様には既にお送りしておりますが、毎年御要望があれば追加での配布などもさせていただいております。先ほど、法テラスの委員の方からも、これを相談先周知に活用できればというお話もいただきましたが、もし窓口などで御活用いただける場合にはお声かけいただければと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

それでは、まだ御発言をいただけていません委員の皆様からも、各所属機関での近況等について御報告いただければと存じます。座席順で順番に御報告をお願いいたします。

それでは、東京弁護士会、宮村委員、お願いいたします。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村です。

最近の相談状況ですけれども、特に前回までと変わっているところはないのかなと思っています。

コロナ禍との関係で言いますと、やはりコロナの時期にあった給付金などがなくなったことで、もともと多重債務だった人が払い切れなくなって、最近、そういう形で相談が増えているという状況があるかなと思います。

コロナの関係で会社の経営がよくなって、今まで会社から仕事をもらっていた個人事業主さんとかが仕事が来なくなったというようなことで、経済的に困るようになったという相談が最近あったので、やはりコロナが終わりつつあったとしても、まだコロナの影響による多重債務の相談は引き続き続くのかなという状況です。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、第一東京弁護士会、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会の田中です。

弁護士会のほうでも法律相談センターというところで多重債務の相談を主にやっているところですが、コロナで窓口が閉鎖していた時期等もありまして、相談が徐々に増加している状況です。

ただ、センターによって若干傾向が違うようでして、東京三会でやっている相談センターの中で、歌舞伎町に1つ相談センターがあるのですが、そちらのほうは令和4年度までを見るとあまり増えていないのですが、蒲田でやっている多重債務の相談センターは令和4年になってかなり増加してしまっていて、今年に入っても増加傾向が続いているという状況です。

ただ、それがずっと話題に出ていますコロナの特例貸付の終了等の影響というわけでは特にないようですが、先ほど若年層の相談が増加しているというお話を伺いましたので、そこら辺も注視しながら、弁護士会のほうでも対応できるところは対応していきたいと思っています。

私個人の雑感としては、何が増えたということはないと思うのですが、先ほど宮村先生もおっしゃっていた、コロナの給付金等で一時期何とかしのいだものが駄目になってというのが去年なんかは多い傾向でしたので、今年も引き続きコロナの影響がまだ残っていくと思いますので、弁護士会のほうでも何とか対応していこうと思っております。

私からは以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

第二東京弁護士会、寺谷委員、お願いいたします。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。

弁護士のお二方がおっしゃったようなこととほとんど重なる部分があるのですが、全体的な傾向で、相談件数の増加以外に、特段状況や相談内容が大きく変わったというような傾向はあまり見られないのですが、やはり若年層からの相談が今後増えていくのだろうという思いで、弁護士会のほうは相談対応に当たっていきたいと思います。

成年年齢引下げ、あるいは昨今の若年層が狙われるというか、ターゲットにされるような犯罪にかかわらず、そういった傾向がちらほら見えたりしておりますので、その結果として借金等を背負うという形で我々の相談のところにやってくるのではないかなと思った方もしております。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、東京司法書士会、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

司法書士会では、四谷と立川に相談センターがございまして、こちらで多重債務の相談をお受けしているところなのですが、今日いろいろと出させていただいているような統計のようなデータの御用意がございませんで、相談センターを統括している人にどうですかというふうに聞くと、いつも体感ベースみたいな話で、大体横ばいですかねということと言われることが多いのですが、今回はもしかしたら増えているかもというようなことを言っていたのが少し印象的でした。

あとは、これも私の体感になってしまうのですが、一頃、コロナ禍以降よく見られた給与ファクタリングとか後払いサービスといったヤミ金の新型のやつ相談はちょっと収まりつつある傾向にあるかなと、これも体感なのですが、そういったところを少し感じているところでございます。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

次に、八王子市、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 八王子の橋本でございます。

令和4年度の実績で申し上げますと、消費生活相談の総数は4,536件ございました。そのうち、多重債務相談は78件でございました。

特徴的なことで申し上げますと、そのうちの6割が40代以下の方からの相談で、男女比で見ますと7割以上が男性からの相談になっております。件数的には、過去3年と比べてもそんなに変化はございません。

また、4月1日からメールで消費生活相談を始めたのですが、ホームページの階層が深いところから入るような形になっているので、御利用の数が伸びないのかと思いますが、メールでの消費生活相談は5件いただいているぐらいで、そのうちの多重債務関連の相談はございませんでした。

特徴的なことで申し上げますと、メール相談は全て女性からの御相談、しかも50代以下の女性の御相談でございました。

以上になります。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の海老名委員、よろしくお願いたします。

○海老名委員 皆さんの報告を聞いていまして、改めて被害者というか、我々は非常に感謝をしているところです。

と同時に、世田谷なのですけれども、毎月定例会をずっとやっているのですね。電話もあるのですけれども、ほとんど来て話し合う、交流するのですけれども、依存症というか、精神的な問題の相談というか、問題が非常に浮かび上がってきているのです。

先ほども報告がありましたけれども、どうしても依存症といった場合、今まではどちらかというかとギャンブルの依存症で、その場合も娯楽、遊んで多重債務になったり、家族がばらばらになっているということなのでしょうけれども、最近はそういうのはあまり聞かないのですけれども、インターネットとかスマホを使い過ぎて、それで今は若い人なんか不自然なメール、早く見て更新しないと大きな請求が来るよみたいなメールがどんどん来ているようなのですよね。この場合も考えると、あまりにもスマホだとかそういうものをとにかく使い過ぎてしているというか、依存なのではないかなと思うのですね、

先ほど言ったように、娯楽となると依存症となるのですけれども、インターネットなんかで、今、若い人たちなんかを見ていると、娯楽という表現は不正確かもしれませんが、同じような問題意識で遊ぶというか、遊ぶということになると使っている人に大変

失礼なのですがけれども、遊んでいるわけではないのでしょうかけれども、そういうことで、いずれにしても依存によって精神的な不安というのが非常に多くなっているし、この解決がうちの場合なんかは非常に苦勞しているところですので、ぜひこういう問題も多重債務被害ということで広く位置づけていただいて取り組んでいただければと、要望も含めての発言にさせていただきます。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

それでは、足立区の吉尾委員、お願いいたします。

○吉尾委員 足立区の吉尾でございます。

足立区の全体の相談は、前年度から222件増加して、昨年度は5,615件の相談ということになってございます。そのうち多重債務に関する相談は103件という状況でございます。

区に寄せられる多重債務の相談は、平成19年度の629件をピークにその後減少して、平成27年度に100件を切って98件となつてから100件を超えない状況が続いておりますけれども、先ほど来の様々な相談機関さんと同じかなと思いますが、若干増えてございまして、昨年度は103件ということで、100件を超えたという状況でございます。

年齢は、判明しているもののうち40代が一番多いという状況で、続いて50代、70代以上という形になってございます。

先ほど来、成年年齢引下げのお話がございました。それにつきましても、多重債務以外のこともございますが、足立区の取組を若干御報告させていただければと思います。

以前から、区内の全高校、大学には個別にリーフレットを送らせていただいて、活用していただいていたところがございますが、昨年度は足立区は18歳の全区民に直接啓発リーフレットを送らせていただいたという取組をやってございます。

多重債務に関する相談は、債務整理、専門的な相談が多いということがございますので、相談の内容に合わせて本日御出席の団体の皆様を御案内させていただいてございます。いつも御協力をありがとうございます。今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

私から以上でございます。

○小菅部会長 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、当センター及び委員の皆様からいただきました御報告につきまして、御質問等はございませんでしょうか。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤オブザーバー 参考にお聞きしたいのですけれども、若い方の御相談が増えているということだったのですが、奨学金の返済問題というような御相談はよくおありでしょうか。その点がもし分かりましたら、どなたか教えていただければと思います。

○高村委員 東京都消費生活総合センターでございます。

私どもが受けております若い人たちの相談の中には、ちょっとだけでも稼ぎたいという人が多いのです。月にあと2～3万でいいから収入を増やしたいと。それで、副業とかそういったものがないかと探していて、悪質なところに引っかかって、借金をつくったという方が結構いらっしゃるのですが、その裏を聞くと、やはり奨学金の返済が結構つらくて、月々の給料の中から返済をしていく中でやはり厳しいということで、何か副業がないか、月に2～3万でもいいから少し収入を増やしたいというようなことで変なところに引っかかってしまうという相談は入ってきています。

奨学金そのものの相談というのはなかなか消費生活センターに入ってくないのですが、よくよく聞くと、引っかかったきっかけがそういうものの返済が原因の一つであるというようなこともございます。

○小澤オブザーバー ありがとうございます。

昨年、警察庁の自殺の調査の中に、背景の項目に奨学金の返済というのが入り、今年度、その結果が公表されていまして、全国で何人かはそういうことを理由にした自殺があるというようなお話も出てきましたのでお聞きしました。ありがとうございます。

○小菅部会長 そのほか、御質問等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次第2、協議事項に移らせていただきます。令和5年度特別相談「多重債務110番」の実施について、相談課長のほうから御説明いたします。

○高村委員 それでは、皆様、資料10を御覧ください。令和5年度「多重債務110番」実施要領の案を提示させていただいております。

趣旨といたしましては、例年変わりませんで、多重債務問題を抱える都民が専門家と直接相談できる機会を様々な形で提供するとともに、多重債務問題は専門家に相談することで解決することができるということを広く都民に浸透させることを目的に行うものでござ

います。

実施期間といたしましては、今年度、9月4日月曜日、5日火曜日の2日間と、令和6年3月4日の月曜日と5日火曜日の2日間を提案したいと思っております。

実施方法につきましても、例年同様になりますけれども、東京都消費生活総合センター及び都内の消費生活センターにおいて、電話または来所による多重債務相談を各センターの相談員が受け付ける。

各センターは、東京モデルまたは地域独自の取組を活用し、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、または東京都生活再生相談窓口確実につないでいくこと。

それから、法律専門家を配置するセンターにおいては、相談者の状況に応じて法律専門家に引き継いでいくことと、その他については消費生活相談員が対応し、相談者が抱える問題の解決を図っていくという方法で行いたいと思っております。

広報につきましては、広く都民に周知を図るために、広報東京都、東京くらしWEB、Twitter、記者クラブへの報道発表、ポスター・チラシ等の作成・配布、区市町村及び協力団体の各広報媒体を使って行いたいと思っております。

主催でございますが、東京都、都内区市町村、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センターで、協力団体といたしまして、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再生問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口となります。

また、この事業につきましては自殺防止対策と連携を図っておりまして、「自殺防止！東京キャンペーン」との連携ということで、実施する期間を合わせております。

実施要領につきましては以上となります。

次の資料11でございますが、今申し上げました方法につきまして図解化させていただいております。各市町村の消費生活相談窓口と各団体が連携をして、相談者の解決を図っていくということになります。

続きまして、資料12でございます。今年度、この9月に行います「多重債務110番」の広報についていろいろと今開拓をしております、その報告となっております。

1番でございますが、報道発表を7月26日に予定をしております。

また、同時期に、東京くらしWEBにて告知を行います。

東京都の消費生活のT w i t t e r、F a c e b o o k、L I N E等のSNSを活用いたします。

また、東京都提供番組「東京サイト」、テレビ朝日で放送されているものがございますが、それと「東京インフォメーション」等を使いまして放送を予定しております。また、ラジオの「都民ニュース」で、何回かこの時期に合わせて放送をしていただく予定でございます。

ポスター・チラシにつきましては、各団体とともに、下の配布先のところを見ていただければと思うのですが、今年度、職員のほうで頑張りをしているいろいろ営業した結果、ハローワーク、東京しごとセンター、それから都営住宅の各地の掲示板にポスター・チラシ等を貼らせていただくことが決まっております。また、都営の駅等にも入らせていただくことも決まっております。それ以外に、これまで大井競馬場にもお願いをしていたのですが、ここを増やしまして、立川競輪場、京王閣競輪場、江戸川競艇場、多摩川競艇場、平和島競艇場等のギャンブルの場所にも私どものポスター・チラシを掲示させていただくことが決まっております。また、社会福祉協議会、警察署、各団体にも配らせていただくこととなっております。

6番目でございますが、都営バスの車内ステッカーの掲出でございまして、去年、これを見てきたという方もいらっしゃいましたので、ちょっと効果があるかなと思っておりまして、引き続きこれについては実施をさせていただきます。

また、日本貸金業協会、東京都遊技業協同組合のホームページにバナー画像を掲載していただく予定でございます。

8番目といたしまして、東京都公衆浴場生活衛生同業組合が発行しております情報誌「1010」で告知をさせていただきます。

9番目でございますが、これまで大井競馬場の電光掲示板でこの内容について掲示をしていただいておりますが、あわせて先ほどと同様、立川競輪場、京王閣競輪場、江戸川競艇場、多摩川競艇場、平和島競艇場のギャンブル場の電光掲示板で、「多重債務110番」についての掲示をしていただくこととなっております。

最後になりますが、都庁の近辺にございますサイネージ型のスマートポールと、渋谷の駅前にありますDHCチャンネルにも掲示をさせていただくことになってございます。

以上が、私どものほうで考えております広報予定でございます。

○小菅部会長 今年度の特別相談「多重債務債務110番」の実施につきましては、ただ

いまの説明のとおり御提案をいたします。

まず、日程についてでございますが、「多重債務110番」の実施に当たり、ポスターの掲示等の広報活動を予定しており、十分な周知期間を確保するため、早期に日程を確定する必要があります。また、区市町の消費生活センターから、区市町の広報紙で周知するため、年間のスケジュールを連絡いただきたいとの御意見もありますので、昨年度同様、第2回の特別相談の日程についても併せて御協議いただきたいと考えております。

特別相談「多重債務110番」は、例年、第1回を9月の第1月曜日と火曜日、第2回を3月の第1月曜日と火曜日に開催しております。今年度につきましても、例年どおり、第1回を9月の第1月曜日、火曜日である9月4日と5日に、第2回を3月の第1月曜日、火曜日である3月4日と5日に実施したいと考えております。いかがでしょうか。

特段御意見がないようでしたら、特別相談「多重債務110番」は、資料10の実施要領に掲げた日程で実施することといたします。

以上につきまして、何か御質問等ございましたら御発言願います。

特によろしいでしょうか。

それでは、令和5年度「多重債務110番」の実施について、本案のとおり進めていくということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○小菅部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の結果を、次回の東京都多重債務問題対策協議会、本会議にて報告させていただきます。

なお、来年度以降の開催日につきまして御意見等ございましたら、本日に限らず、当センターの相談課のほうまでお寄せいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

次に次第3、その他に移ります。その他、関連して何かございましたら、御報告をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 司法書士会の安藤でございます。

先ほどの「多重債務110番」の広報に関連して少し感じたことなのですが、3月に開催したときのTwitterの投稿を拝見したのですが、表示の件数は700件くらいなので、Twitterの表示の数としてはあまり多くないのかな、どうしたのかと

いうところは悩ましい問題だと思うのですけれども、ハッシュタグを使って投稿されていると思うのですけれども、実際に、例えばヤミ金融が使っているハッシュタグと違うハッシュタグを使っていると、お金を借りたい人はそのハッシュタグでは見ないのかなというところでは。

今、ヤミ金融が使いそうなハッシュタグを調べていたのですけれども、例えば、#お金に困っています、#お金を貸してください、#個人融資、#個人間融資、#即日融資、こういう単語をT w i t t e rでお金を借りたい人は検索して連絡を取っているようなのですね。これは調べていただくといろいろなものが出てくると思うのです。

このハッシュタグで検索した人が、そのハッシュタグで記事が出ますので、お金に困っている人のこういうヤミ金がよく使っているようなハッシュタグを使って投稿すると、まさにお金に困ってT w i t t e rで誰かお金を貸してくれないかなみたいな人が、おや、東京都の何か相談があるなというふうに表示されるというような、ハッシュタグをうまく使うというのも一つの手かなというところでは。

もちろん、前回の告知をされているような普通の告知というのはいいのですけれども、ちょっと変化球みたいなものも、別で投稿するというのも一つの手かなと感じました。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

相談課長。

○高村委員 相談課長の高村でございます。

どうもありがとうございます。すごく有益な意見だと思っております。私ども、T w i t t e rが全然先に行かないことに悩んでおりましたので、ぜひこのハッシュタグをもう少し研究して、困っている方にうまくつながるようにしたいと思います。

こういった意見がございましたら、今日に限らずいただけますと、私どもいろいろと工夫しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

東京都といたしましても、工夫すべきところは今後とも工夫を重ねてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日予定した議事は全て終了いたしました。全体を通し

まして何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、続きまして事務局のほうから連絡事項がございます。

○高村委員 それでは、次回、第2回の相談部会の日程についてお話しいたします。

例年1月に実施をしておりますが、今年度も例年どおり貸金業部会との合同開催を行う予定でございます。

次回の部会の開催につきましては、後日改めて委員の皆様の御都合を伺い、日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小菅部会長 本日は、皆様方、それぞれの所属における相談や取組についての最近の状況等を御報告いただきまして、情報共有が図れるなど有意義な会となりました。厚く御礼申し上げます。

今後とも、皆様方と緊密に連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして本日の相談部会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

午前11時06分閉会